

太平洋クロマグロを取り扱う 小売・外食事業者の皆様へ

令和8年4月から、水産資源の持続的な利用を確保するため、太平洋クロマグロが水産流通適正化法※の対象となります。

太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)で、かつ、解体前のもの(生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き(GG)、ドレス)を取り扱う小売・外食事業者の皆様におかれては、以下の対応が必要となります。

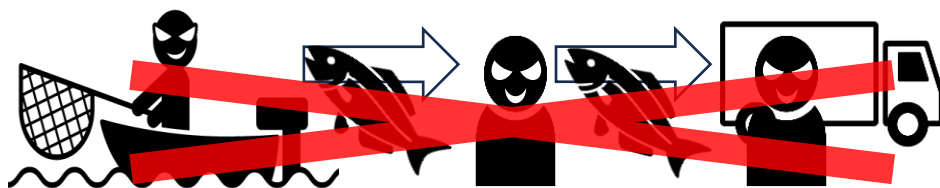
※ 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律により改正された特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

① 取引時における、漁船名等の情報伝達

販売元等から取引時に、名称、漁船名等、産地における重量、陸揚げ日について、伝達を受ける必要があります。

② 取引記録の作成・保存

取引記録が記載された伝票類(請求書、納品書等)について、3年間保存する必要があります。



STOP! 違法クロマグロ!

水産庁

詳細は裏面

① 取引時における、漁船名等の情報伝達

太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上）で、かつ、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を買い受ける小売・外食事業者は、以下の情報について販売元等から伝達※1を受ける必要があります。

ア. 伝票類により伝達を受ける場合

【天然の太平洋クロマグロのとき】

- ☐ 名称 ☐ 採捕した漁船名等 ☐ 産地における重量 ☐ 陸揚げ日

【養殖の太平洋クロマグロのとき】

- ☐ 名称 ☐ 養殖ものである旨 ☐ 養殖業者名
☐ 産地名（養殖場の地名） ☐ 養殖場からの出荷日

イ. タグ等※2により伝達を受ける場合

- ☐ タグ等の番号やQRコード等

② 取引記録の作成・保存

小売・外食事業者は、太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上）で、かつ、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を買い受ける場合、以下の情報について3年間記録を保存※1する必要があります。

ア. 伝票類により伝達を受ける場合

【天然の太平洋クロマグロのとき】

- ☐ 名称 ☐ 採捕した漁船名等 ☐ 産地における重量 ☐ 陸揚げ日
☐ 買受け日等 ☐ 販売元等 ☐ 買受け時等の重量

【養殖の太平洋クロマグロのとき】

- ☐ 名称 ☐ 養殖ものである旨 ☐ 養殖業者名
☐ 産地名（養殖場の地名） ☐ 養殖場からの出荷日 ☐ 買受け日等
☐ 販売元等 ☐ 買受け時等の重量

イ. タグ等※2により伝達を受ける場合

【天然の太平洋クロマグロのとき】

- ☐ 名称 ☐ 採捕した漁船名等 ☐ 産地における重量
☐ 陸揚げ日 ☐ 買受け日等 ☐ 販売元等
☐ 買受け時等の重量 ☐ タグ等の番号やQRコード等

【養殖の太平洋クロマグロのとき】

- ☐ 名称 ☐ 養殖ものである旨 ☐ 養殖業者名
☐ 産地名（養殖場の地名） ☐ 養殖場からの出荷日 ☐ 買受け日等
☐ 販売元等 ☐ 買受け時等の重量
☐ タグ等の番号やQRコード等

※1 ブロック、フィレやサク等に解体して販売等する場合は、情報の伝達やその記録の作成・保存については不要です。保存方法は、電子媒体であるか紙であるかは問いません。

※2 現在箱番号等をすでに記載している場合には、それを含みます。

問合せ先

水産庁加工流通課水産流通適正化推進室

☎ 03-3502-8111（内線：6847）

詳しくは水産庁Webサイトへ

水産庁 水産流通適正化法

